

第8回新宿区議会政治倫理条例に関する懇談会会議要録（平成16年9月3日）

1 「起草委員会報告及び審議」を議題として、議論した。

はじめに起草委員長が新宿区議会政治倫理条例に関する懇談会答申起草案について概要報告し、議論した。各起草委員は担当部分を報告した。

条例制定にあたっての基本的な考え方

- ・ 新宿区における倫理条例を制定する背景を鮮明に出す必要がある。
- ・ 懇談会設置要綱にある「清浄で民主的な区政の発展」「政治倫理の確立」の文言を入れるべきである。
- ・ 不祥事があったから条例を作るのではなく、理想の議会を目指すために条例を作る考え方がよい。背景は入れなくてもよい。
- ・ 以前、不祥事があり、議会でも区政の信頼回復の決議をした。区政の監視役である議会にも責任があり、条例制定の背景を入れるべきである。
- ・ 条例制定にあたっての基本的な考え方を書くところであり、経緯については「はじめに」のところにに入れるべきである。

結論：起草委員会で検討し、倫理条例を制定する背景を入れる努力をする。

- ・ 「禁止型」の条例ではなく、「契約型」の条例を目指すとするが、他の自治体の作り方ではない。その根拠がない。

結論：起草委員会で分かりやすいものにする。

前文、目的

- ・ 政治倫理の概念が分からない。「議員として活動するさいに遵守すべき行動基準」イコール「政治倫理」でよいのか。
- ・ 「公務員倫理」の言葉は積極的に使われている。「議員として活動するさいに遵守すべき行動基準」イコール「政治倫理」で違和感はない。
- ・ 政治倫理は精神的なものも含まれるので、行動基準ではなく、行動規範ではないか。
- ・ 「行動基準いわゆる政治倫理」という文言にしたほうがよい。

結論：前文に政治倫理を肉付けする方向で起草委員会で検討する。

議会の役割、議員の責務

- ・ 議員の責務に「法令を遵守」を加えたほうがよい。
- ・ 議会は、行政をチェックすることが一番大きな役割であるので、「議会の調査、点検、監視」の文章を先頭にもってきたほうがよい。
- ・ 立法府として、積極的に条例を上程することもあるので、この案でよい。
- ・ 議会の役割のところで、「共同運営者」の文言に違和感がある。
- ・ 権力分離原則があるので、「共同運営」を使ったほうがよい。説明不足ではあるが。

- ・ 新宿区議会も形骸化していることを展開すべきである。
- ・ 「共同運営者」を「区民の負託をうけた代表機関」としたほうがよい。
- ・ 議会の役割のところ、「議論を行なうことに努める」の文言は弱い。
- ・ 元々ある議会の役割を十分に遂行することが議会の役割である。
- ・ 共同は協働でもよいのではないか。
- ・ 「共同運営者」ということで、行政の追認になってはまずい。
- ・ 「区政全般が正しく行なわれている」を「区政全般が適正に行なわれている」に変更したほうがよい。
- ・ 「地方自治の本旨」の文言は区民にとって分かりにくい。具体的に書いたほうがよい。

結論：起草委員会で検討する。

区民の役割

- ・ 区民の責務を強調するため、タイトルは「区民の責務」にしたほうがよい。
- ・ 「議員が誠実たる」の文言を削除して、「区民は積極的に区政に参画する、発言する」を加えたほうがよい。
- ・ 「議員が誠実たる人格」「主体者」の文言が分からない。「主体者」を「主権者」に変更したほうがよい。
- ・ 「不当な要求は控える」の文言は弱い。「区民は議員に対し、公の利益を逸脱することを求めない」としたほうがよい。
- ・ 「不要な行為については審査」を「不当な行為については弾劾」に変更したほうがよい。
- ・ 議員の責務に「議員は不当な要求には屈せず、また自身の活動に対する見返りを求めない」の文章を加える。

結論：積極的な文章になるように起草委員会で検討する。

不正な影響力の行使の禁止、依頼等を行なった場合の記録等、兼業の報告

- ・ だれが議員要望等の文書を記録するかは、この懇談会でも意見は分かれていた。議会全体で議論したほうがよいので、条例制定時に委ねたほうがよい。
- ・ 議員の説明責任、公約実現、行動の記録等から、議員自ら記録したほうがよい。
- ・ 議員が要望等を必ず文書で執行側に提出すればよい。
- ・ 議員は行政に文書で要請し、行政が文書を保存するほうがよい。

結論：起草委員会で検討する。

審査機関の設立と活動について

- ・ 会長の選任方法、議決要件、審査会の公開・非公開等の規定がない。
- ・ 区民の審査請求で、区民 100 名の連署を要件とするのはどうか。
- ・ 審査会に、議員は入らないほうがよい。当該議員が審査請求された場合、解職させなければならない。

- ・ 住民監査請求は一人でもできる。区民 100 名の連署の根拠が分からない。
- ・ 審査会で審査を否決された場合、他に救済手段はあるか。
- ・ 議員個人に対する審査なので、権利の乱用を避けるため、入口でしばりをかけたほうがよい。
- ・ セクハラされた場合、区民 100 名の連署を取らなければいけないのか。
- ・ セクハラは告訴できるので、ちょっと違うのではないか。
- ・ 入口は広げておいたほうがよい。
- ・ 他の自治体ではどうなっているのか。
- ・ 他の自治体では、500 名のところもあった。

結論：審査請求の人数の要件については、起草委員会で整理する。

2 次回の議題

「懇談会答申起草案の審議」とする。

3 次回の日程

10月15日（金）午前10時に開催する。